

○港湾法第四十八条の四第六項第一号の国土交通大臣の指定する電子計算機

(平成二十年十月一日)

(国土交通省告示第千百六十六号)

改正 令和六年二月一日国土交通省告示第六六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四第六項第一号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する電子計算機を次のように定める。

港湾法第四十八条の四第六項第一号の国土交通大臣の指定する電子計算機

国土交通大臣の指定する電子計算機は、次のとおりとする。

- 一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機
- 二 国土交通省に設置される電子計算機

附 則（令和六年二月一日国土交通省告示第六六号）

この告示は、公布の日から施行する。